

横浜市からのお知らせ

Q 横浜市の法人に課税される「横浜みどり税」について、教えてください。
A (以下のとおり)

「横浜みどり税」について

平成21年4月1日から平成31年3月31日*までの間に開始する事業年度の法人市民税均等割について、標準税率に9%相当額を上乗せして申告納付をお願いしています。

ただし、平成26年3月31日までに開始する事業年度で、法人税割が課税されない場合は、均等割が標準税率となります。

法人

年間

均等割の

9%

※ 課税期間について、平成31年3月31日までの間に開始する事業年度まで、5年間延長されました。(平成25年12月改正)

※ 中間(予定)申告についても「横浜みどり税」の対象となり、申告納付が必要となります。

※ 申告税額が異なることが判明した場合は、更正(地方税法321条の11)の対象となりますので、ご注意ください。

○横浜市の法人市民税の均等割と法人税割の税率

法人等の区分	均 等 割				法人税割	
	従業者数	税率(年額)		資本金の額	税率	
		「横浜みどり税」含む (参考)6ヵ月分	標準税率 (参考)6ヵ月分			
(1) 資本金等の額がないものと見なされる次の法人・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの(独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ・人格のない社団等 ・一般社団法人(非営利型法人を除く。)及び一般財団法人(非営利型法人を除く。) ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの	人数にかかわらず	54,500円	27,200円	10億円以上の法人及び 保険業法に規定する相互会社	14.7%	
		50,000円	25,000円	5億円以上 10億円未満の法人	13.5%	
(2) 資本金等の額が1千万円以下の法人	50人以下	54,500円	27,200円	5億円未満の法人及び 資本又は出資を有しない法人等 (保険業法に規定する相互会社を除く)	12.3%	
	50人超	130,800円	65,400円			
(3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	50人以下	141,700円	70,800円	5億円未満の法人及び 資本又は出資を有しない法人等 (保険業法に規定する相互会社を除く)		
	50人超	183,500円	81,700円			
(4) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	50人以下	174,400円	87,200円			5億円未満の法人及び 資本又は出資を有しない法人等 (保険業法に規定する相互会社を除く)
	50人超	436,000円	218,000円			
(5) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	50人以下	446,900円	223,400円		5億円未満の法人及び 資本又は出資を有しない法人等 (保険業法に規定する相互会社を除く)	
	50人超	1,807,500円	953,700円			
(6) 資本金等の額が50億円を超える法人	50人以下	446,900円	223,400円	5億円未満の法人及び 資本又は出資を有しない法人等 (保険業法に規定する相互会社を除く)		
	50人超	3,270,000円	1,635,000円			

横浜市の法人市民税について

「申告書・納付書用紙」「法人の事業年度・納税地・その他の変更・異動届出書」等のダウンロード

横浜市法人市民税 (<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/shizei/houjin.html>)

法人市民税納付書や一部を除く申告書等の様式・手引きについて、ホームページに掲載していますので、便利なダウンロードをご利用ください。
(インターネットがご利用できない場合は、電話受付による送付も行っています。)

法人市民税に関する申告先・お問い合わせ先

横浜市 財政局 法人課税課 法人市民税担当
〒231-8316 横浜市中区真砂町 2-22 関内中央ビル9階
電 話：045-671-4481
受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)
※ こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取扱いしておりません。

